

山梨県公報

第四百七十号

令和六年

五月十三日

月曜日

公 告

- 延町及び山中湖村
- 二 調査地域 甲府市平瀬町及び下帯那町、山梨市牧丘町牧平、甲斐市吉沢、甲州市塩山下小田原、西八代郡市川三郷町上野、南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町清澤、大炊平、相又、飯富及び岩欠並びに南都留郡山中湖村山中の各一部
- 三 調査期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 告

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字以来千二百六十五番十二、千二百六十五番七十三、千二百七十一番一の一部、千二百七十一番二、千二百七十三番百二十七の一部及び千二百七十三番百二十八の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村平野千八百二十五番
- 四 富士の源水株式会社 代表取締役 鈴木 努

目 次

- 家畜伝染病の発生……………一七一
- 令和六年度地籍調査事業計画の決定……………一七一
- 公 告
- 基本測量の終了……………一七一
- 開発行為に関する工事の完了について……………一七一

告 示

山梨県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	富士河口湖町	令和六年五月一日

山梨県告示第二百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により令和六年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、早川町、身

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番